

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱

制 定 平成20年9月1日 まち建企第1097号(副市長決裁)

最近改正 令和6年3月18日 建建防第3700号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市内に存する木造住宅の居住者に対して、防災ベッド等を設置するための経費の一部を補助することにより、防災ベッド等の設置の促進を図り、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(総則)

第2条 防災ベッド等の設置経費に対する補助については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、補助金規則の例による。

- (1) 防災ベッド等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた防災ベッド若しくはテーブル又は耐震シェルターで、別表に定めるもの
- (2) 補助対象経費 防災ベッド等の購入に要する費用で、装置の本体費用
- (3) 事業 補助金の交付の対象となる防災ベッド等の購入手続き及び設置作業

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工されたものであること。
- (2) 木造住宅で、かつ地階を除く階数が2以下であること。
- (3) 1階に防災ベッド等を設置できる住宅であること。
- (4) 補助対象者の居住の用に供されている住宅であること。
- (5) 耐震改修工事に対して横浜市からの補助金の交付を受けていないこと。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けて、別表に定める耐震シェルターの設置がされていないこと。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、要綱による補助金の交付を受けて防災ベッド等の設置をしていない者で、かつ、市税の滞納がなく、補助対象住宅に自ら居住している個人（個人事業者を除く）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象経費のうち、防災ベッド及びテーブルについては20万円、耐震シェルターについては40万円を限度とし、1,000円未満を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、防災ベッド等設置推進補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、同一補助対象住宅に複数の補助対象者がいる場合は、別表に定める防災ベッド若しくはテーブルと耐震シェルター、又は複数の耐震シェルターを重複して申請することはできない。

- (1) 当該住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
- (2) 住民票の写し
- (3) 同意書（第1号の2様式）
- (4) 防災ベッド等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（補助金の交付を受けようとする者と住宅所有者が異なる場合に限る。）
- (5) 設置予定場所の写真
- (6) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する申請を行うものは、申請が本人の意思であることを確認する資料として、申請者の氏名と住所が確認できる身分証明書を提示しなければならない。

3 第1項に規定する申請を行った者は、次条第1項に規定する補助金の交付決定を受ける前に補助対象経費に係る契約の締結及び事業の着手をしてはならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査及び調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、防災ベッド等設置推進補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるとき

は、条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の審査及び調査により、補助金の交付をしないことと決定したときは、その理由を付して防災ベッド等設置推進補助事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等に対する承認等）

第9条 申請者は、決定通知書の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当する場合には、防災ベッド等設置推進補助事業変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 購入・設置する物品の変更をしようとする場合
- (2) 設置場所の変更をしようとする場合
- (3) 補助対象経費の額の変更をしようとする場合

- 2 申請者は、事業が予定の期限内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

（事業内容の変更等の承認通知）

第10条 市長は、前条第1項による申請が適当であると認めたときは、防災ベッド等設置推進補助事業変更承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の取り止め）

第11条 申請者は、事業を取り止める場合には、防災ベッド等設置推進補助事業取止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第12条 申請者は、防災ベッド等の設置が完了したときは、防災ベッド等設置推進補助事業完了報告書（第7号様式）（以下「完了報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災ベッド等の設置完了を確認できる写真
- (2) 契約書の写し
- (3) 請求書又は領収書など補助対象経費が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

- 2 前項の完了報告書は、設置完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末の平日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査及び調査し、事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って適正に遂行されたことを認めるときは、補助金の額を確定し、防災ベッド等設置推進補助事業補助金額確定通知書（第8号様式）（以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは速やかに防災ベッド等設置推進補助事業補助金請求書（第9号様式）（以下「請求書」という。）に確定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助金を交付しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、防災ベッド等設置推進補助事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理を怠らなければならない。

（免責）

第18条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて実施された事業は、地震発生時の家屋の倒壊から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても横浜市は、その責任を負わないものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるほか、防災ベッド等の設置経費に対する補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 1 第 7 条第 1 項第 6 号の見積書等の徴収は、耐震シェルターの契約の性質上、本体価格は製品ごとに定価である等、見積合わせにより難しく、2 者以上の市内事業者から見積書等の徴収を行う必要がないと認められる場合は、補助金規則第 24 条ただし書きを適用

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象となる防災ベッド等の一覧

No.	分類	名称	会社名	備考
1	防災ベッド	防災ベッド標準型BB-002	株式会社ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
2	防災ベッド	介護用防災フレーム		
3	防災ベッド	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
4	防災ベッド	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
5	テーブル	耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	関西ポラコン株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
6	耐震シェルター	耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
7	耐震シェルター	減災寝室	有限会社扇光	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
8	耐震シェルター	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
9	耐震シェルター	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
10	耐震シェルター	鋼耐震	株式会社東武防災建設	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
11	耐震シェルター	剛建	有限会社宮田鉄工	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
12	耐震シェルター	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
13	耐震シェルター	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定

14	耐震シェルター	耐震健康シェルター「命守 (いのちもり)」	株式会社青ヒバの会ネットワーク	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
15	耐震シェルター	パネル式耐震シェルター	SUS株式会社	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
16	耐震シェルター	つみつくブロックシェルター	株式会社つみつく	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
17	耐震シェルター	まもルーム	株式会社カラフルコンテナ	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定
18	耐震シェルター	木質耐震シェルター70K	一般社団法人耐震住宅100パーセント実行委員会	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定

第1号様式（第7条第1項）

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 〒

氏名

電話

防災ベッド等の設置について補助金の交付を受けたいので、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

（太枠内を記入してください。）

補助金申請額	円	
設置完了予定期限	年 月 日	
補助対象 建築物	所在地	（別添証明書記載のとおり）
	建築年月	（別添証明書記載のとおり）
	構造及び規模	（別添証明書記載のとおり）
添付書類	<input type="checkbox"/> 同意書（第1号の2様式） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（原本） <input type="checkbox"/> 家屋課税台帳証明書（物件証明）または建物の登記事項証明書の原本 <input type="checkbox"/> 設置場所の写真 <input type="checkbox"/> 見積書のコピー <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた書類	
提示書類	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認資料（運転免許証、保険証等 ※） ※郵送または代理申請の場合は写しを提出。写しは確認後、破棄します。	

（補助対象建築物の所有者が申請者と異なる場合、又は建築物が共有で申請者の他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者に太枠内を記入してもらい、設置について承諾を得てください。）

補助対象建築物の申請者以外の所有者承諾欄	
私が所有する上記の補助対象建築物に防災ベッド等を設置することを承諾します。	
住所	〒 電話
氏名	印

申請者以外の建築物の所有者が複数いる場合は、別紙を使用して全員の承諾を得てください。

職員記入欄	本人確認資料： <input type="checkbox"/> （運転免許証・保険証・
-------	--

第1号の2様式（第7条第1項第3号）

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業

同意書

年 月 日

横浜市長

住所 〒

ふりがな

氏名

電話

私は、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第7条第1項第3号の規定に基づき、私が納税義務者である横浜市税のうち、次の税目の納税状況（延滞金を含む）について調査することに同意します。

- 1 市民税
- 2 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 3 固定資産税（償却資産）
- 4 軽自動車税
- 5 特別土地保有税

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助金交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請された横浜市防災ベッド等設置推進補助事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定しましたので、通知します。

交付予定額		円
補助対象建築	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
補助金交付の条件		<ol style="list-style-type: none">この補助金は、補助金交付申請時に見積書が提出された防災ベッド等の購入・設置以外の目的に使用することはできません。市税の滞納及び滞納に伴う延滞金がある場合は、この交付決定を取り消す場合があります。補助金額は、完了報告書の提出後に確定します。偽りその他不正な手段等で補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を求めることがあります。防災ベッド等の設置が困難になったとき又は設置完了予定期限内に設置が終わらないときは、速やかに報告し、指示を受けてください。横浜市補助金等の交付に関する規則第25条により、上記補助対象建築物の処分（目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合）には、市長の承認が必要になることがあります。その他横浜市補助金等の交付に関する規則及び横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱の規定を遵守してください。

第 号
年 月 日

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請された横浜市防災ベッド等設置推進補助事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので、通知します。

補助対象建築物	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
補助金不交付の理由		

第4号様式（第9条第1項）

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
変 更 申 請 書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 〒

氏名

電話

年 月 日付け 第 号をもって、補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり事業の内容を変更したいので、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（太枠内を記入してください。）

変 更 項 目		変 更 内 容（詳細）
変更前		
変更後		
変 更 理 由		
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 補助金交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 購入・設置する物品、設置場所又は設置に要する費用の変更を証明する書類

第 号
年 月 日

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
変更承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請された横浜市防災ベッド等設置推進補助事業変更申請書について、審査した結果、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第10条第1項の規定に基づき、事業内容の変更を承認しましたので、通知します。

補助金交付予定額	変更前	円
	変更後	円
補助対象建築物	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階

年 月 日

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業

取 止 届

横浜市長

届出者 住所 〒

氏名
電話

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱に基づき、申請しました横浜市防災ベッド等設置推進補助事業を取り止めますので、同要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

補助 対象 建築 物	所 在 地	横浜市 区
	建 築 年 月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
理 由		

第7号様式（第12条第1項）

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業

完了報告書

年 月 日

横浜市長

報告者 住所 〒

氏名

電話

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

(太枠内を記入してください。)

補助金交付決定額		円
補助対象建築物	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
添付書類		<input type="checkbox"/> 防災ベッド等の設置完了を確認できる写真 <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 設置に要した経費が確認できる書類（領収書又は請求書）の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業

補助金額確定通知書

様

横浜市長

年 月 日に提出された完了報告書について、内容を審査した結果、横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第13条の規定に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

交付確定額		円
補助金交付決定通知書番号		年 月 日 第 号
補助対象建築物	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
備考	横浜市補助金等の交付に関する規則第25条により、上記補助対象建築物の処分（目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合）には、市長の承認が必要になることがあります。	

第9号様式 (第14条)

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業

補助金請求書

年 月 日

横浜市長

請求者 住所 〒

氏名

電話

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

(太枠内を記入してください。)

請求額				円
振込先金融機関	金融機関名		支店名	
	口座番号	普通 ・ 当座		
	フリガナ			
口座名義人				
補助金額確定通知書番号	年 月 日			第 号
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助金額確定通知書の写し <input type="checkbox"/> 領収証の写し (完了報告時に提出していない場合のみ)			

第 号
年 月 日

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業
補助金交付決定取消通知書

様

横浜市長

横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので、通知します。

補助金交付決定通知書番号		年 月 日 第 号
交付決定金額	取消前	円
	取消後	円
補助対象建築	所在地	横浜市 区
	建築年月	昭和 年 月
	構造及び規模	木造 地上 階 ・ 地下 階
取消の理由		